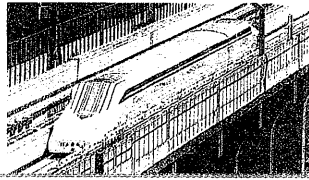


# 円安3つの要因

株は年初来高値迫る ③



# リニアに税優遇

土地取得を後押し ⑤

# 日本経済新聞

11月26日

火曜日

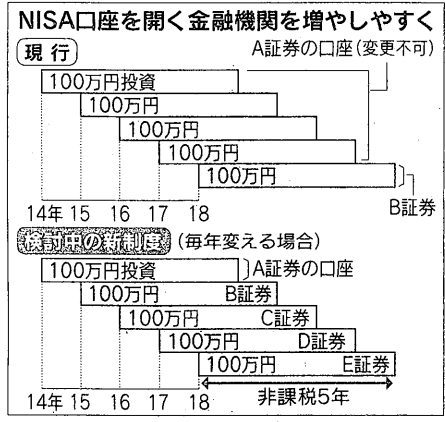
発行所 日本経済新聞社  
東京本社 ③(03)3270-0251  
〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7  
大阪本社 ③(06)6943-7111  
名古屋支社 ③(052)243-3311  
西部支社 ③(092)473-3300  
札幌支社 ③(011)281-3211

HITACHI Inspire the Next

日立ソリューションズ

日立ソリューションズ

www.hitachi-solutions.co.jp



円までの株式や投資信託などへの投資で得た譲渡益や配当を最長5年間、非課税にする制度。非課税の投資枠は毎年100万円ずつ追加できるが、現在の制度は非課税口座を設けると、その後4年間は同じ金融機関で投資する必要があった。

金融機関を一本化すれば口座開設の手続きが1度ですむ半面、口座を作った金融機関以外の商品

## 非課税投資 使いやすく修正

政府・与党は来年1月に始まる少額投資非課税制度(日本版ISA=NISA)を使いやすく改善する方針だ。口座を開設する金融機関を2015年1月から毎年変更できるようにして、複数の金融機関から投資商品を毎年選べるようにする。口座を開く手続きの簡素化も検討する。投資家の利便性を高める対策として、12月にまとめる14年度の税制改正大綱に盛り込む。

## NISA口座 毎年選択可能に

# NISA口座 毎年選択

### 政府・与党方針

NISAは年100万円までの株式や投資信託などへの投資で得た譲渡益や配当を最長5年間、非課税にする制度。非課税の投資枠は毎年100万円ずつ追加できるが、現在の制度は非課税口座を設けると、その後4年間は同じ金融機関で投資する必要があった。

金融機関を一本化すれば口座開設の手続きが1度ですむ半面、口座を作った金融機関以外の商品

業の中で見直す。具体的には15年から毎年の新規投資枠100万円を、口座を開いた金融機関とは別の金融機関で投資できるようにする。

例えば1年目の14年にA証券で口座を作った場合、2年目の15年は別のB証券で口座を作り、新たに100万円を投資できるようにする。

購読のお申し込み

0120-21-4946

http://www.nikkei4946.com/

日経電子版

http://www.nikkei.com/

お問い合わせ(7:00~21:00)

0120-24-2146

式や投資信託への投資で配当や譲渡益が5年間、非課税となる。国内に住む20歳以上の人は誰でも金融機関に専用の口座を開設できる。投資対象を国債や社債にも広げるよう求める声もある。

10月に始まった国への申請は初日に350万件を超え、金融機関の顧客の争奪戦も激しくなっている。政府は2020年までにNISAでの投資総額25兆円を目指す。

別々の口座を作れば、最大で5つの金融機関にNISAの口座を持つことができる。政府は2020年までにNISAでの投資総額25兆円を目指す。

むため1度口座を廃止した人が、日本に帰国してすぐに新たな口座を作れるように配慮する。国内の引越しても地場の証券会社で作った口座をやめ、引越先にある証券会社で口座を開設するといった利用を想定する。

口座を開く手続きの簡素化も検討する。現行は住民票の写しが必要で、口座を開設する金融機関を毎年変えると、そのたびに提出しなければならぬ。16年に運用が始まる社会保障と税の共通番号(マイナンバー)を活用して、本人が番号を通知すれば、住民票の写しが必要でも口座を開設できるようにする。

利用拡大への課題は残る。特定口座などとの損益通算ができず、損失が出た場合は非課税の恩恵を受けられない枠組みは変わらない。通常は株式投資信託の配当や売却損益はまとめて損益を計算できるが、NISA口座で持つ金融商品は損が出ても損益通算の対象にならない。損失がなくなるまで商品を持てるよう非課税期間の恒久化を求める声も多い。